

自主的避難等対象区域（いわき市）の病院で定期的に透析治療を受けていたが、県外に避難して同所で透析治療を受けていた申立人（身体障害1級）について、避難状況や病院の受診状況等を考慮し、精神的損害につき10万円の増額が認められたほか、避難先での宿泊費用及び通院交通費等の賠償が認められた事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

第1 申立人と被申立人は、本件に関し、下記の損害項目について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

- | | |
|-----------|-----------|
| 1 避難費用 | |
| （1）避難交通費等 | 金11万5200円 |
| 2 生活費増加費用 | |
| （1）食事代 | 金1万5500円 |
| （2）宿泊費用 | 金12万4000円 |
| 3 精神的損害 | 金14万円 |
| 4 通院費用 | 金3520円 |
- （以上につき、平成23年3月11日～平成23年4月30日）

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項所定の損害項目（同項所定の期間に限る。）に対する和解金が、金39万8220円であることを認める。

第3 既払金

申立人及び被申立人は、被申立人が申立人に対し、前項の和解金のうち金8万円を支払い済みであることを確認する。

第4 支払方法

（省略）

第5 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目（同項記載の期間に限る）について、以下の点を相互に確認する。

- （1）本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人が被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。
- （2）本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人は被申立人に対して別途請求しない。

第6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人と被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成27年11月26日

(仲介委員 松田隆太郎)